

# 金融再生プログラムが目指す 日本再生のアクションプログラム

**伊藤達也** 氏 内閣府副大臣(金融担当)/衆議院議員

不良債権問題を平成16年度までに解決させるという目標を、決着させるべく取り組みが本格的に動き出した。昨年策定された「金融再生プログラム」およびそれを実行していくための工程表について金融担当の内閣府副大臣・伊藤達也氏にうかがう。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫

## 金融再生プログラムの柱

**反町** 10年以上にわたって日本経済の足を引っ張ってきた不良債権問題に決着をつけるべく、小泉政権では金融再生プログラム(次頁・資料参照)を策定されました。改革に「痛み」が伴うことは避けられないにせよ、最小限にしながら進め

るには雇用政策、中小企業対策など産業政策との調整が必要です。そこで本日は、昨年10月に金融担当の内閣府副大臣に就任され、また経済産業委員会筆頭理事でもいらっしゃった伊藤先生に、中小企業対策を念頭においた金融再生というテーマでお話をうかがいたいと思います。まず、日本の金融機関の不良債権問題についての基本的な認識からお聞かせください。

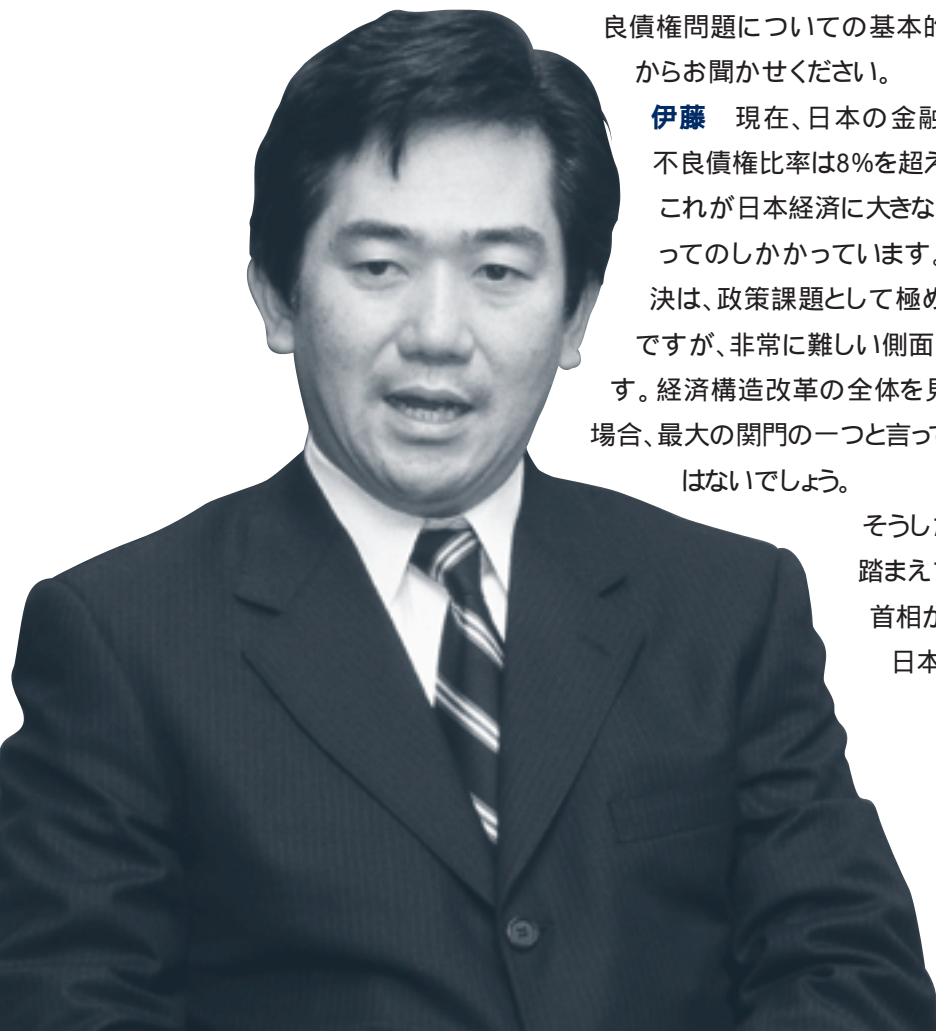
**伊藤** 現在、日本の金融機関の不良債権比率は8%を超えており、これが日本経済に大きな重しとなっているのしかかっています。その解決は、政策課題として極めて重大ですが、非常に難しい側面があります。経済構造改革の全体を見渡した場合、最大の関門の一つと言って過言ではないでしょう。

そうしたことを踏まえて、小泉首相から、今の日本の経済

が直面している不良債権問題を何としても解決せよ、との強いご指示がありました。その要請に応えるべく、昨年10月30日、私たちは「主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」という副題をつけた金融再生プログラムを策定しました。平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させて正常化を図るとともに、構造改革を支える強固な金融システムを構築しようというものです。合わせてプログラムを着実に実施していくためのスケジュールである作業工程表を作成して、昨年11月末に公表しています。現在、工程表にしたがって、行政としての具体的な行動を一つ一つ丁寧に積み重ねているところです。

**反町** 金融再生プログラムの内容についてご説明ください。

**伊藤** 三本の柱で構成しました。金融システム、企業再生、金融行政で、それぞれの新しい枠組みを提示したものです。



一つ目の新しい金融システムの枠組みとは、国民が安心できる金融システムを構築すること、また政府と日本銀行が一体となって不良債権問題の終結に向けて取り組むことです。

中小企業は日本経済の根幹をなす重要な存在であり、その再生なくして日本経済の再生はありません。かかる認識から、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ること、金融機関による不当な貸し渋り、貸し剥がしが発生しないようにモニタリング体制の強化などを行うこと、さらには中小企業のさまざまな資金ニーズに応えていける新しい金融のチャネルをつくり上げるため、銀行免許認可の迅速化、中小企業貸出信託会社<sup>1</sup>の設置などを検討しています。

二つ目の企業再生の枠組みは、整理回収機構(RCC/22頁~25頁鬼迫明夫氏インタビュー参照)の一層の活用であるとか、企業再生のための環境整備を経済産業省・国土交通省など関係府省と連携しながらさまざまな施策を講じていこうというものです。また、産業再生機構(9頁・資料参照)<sup>2</sup>の構想が出てきて、谷垣産業再生担当大臣のもとに体制が整備され、法案が通常国会に提出される予定です。

三つ目の枠組みが、新しい金融行政の枠組みをしっかりと動かしていこうということで、それについて三つの柱を提示しました。まず金融機関の資産査定を厳格化です。次に、金融機関の自己資本の質を実態を見極めつつ真の充実を図ること、そして金融機関経営のガバナンスを強化することです。

**反町** 産業再生機構については、金融再生プログラムとの整合性という点を含めて、注目が集まっています。

**伊藤** もちろん不良債権は、金融機関

## 資料 金融再生プログラム 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生



参考：金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp>

の問題にとどまるものではなく、その裏側に過剰債務に苦しむ多数の企業の姿があるわけです。不良債権と過剰債務の問題は一体として解決しなければなりません。これには奇策があるわけではないんですね。根気がいる作業ですが、一つ一つ地道に取り組んでいかなければなりません。また、事業再生はあくまで民間主導が基本です。産業再生機構はそうした環境を整備する一つの仕組みであり、これが呼び水になって民間主導で不良債権問題が解決に向けて動くことを期待しています。

## デフレ対策としての税制改革

**反町** 経済政策ではデフレ対策がクロー

ズアップされ、インフレターゲットや円安誘導といった政策論が出ています。また、不良債権処理による影響が議論されているわけですが、デフレ対策のあり方についてはいかがお考えでしょうか？

**伊藤** 総合的な政策が大切です。デフレにはいろいろな性質があります。一つはバブル崩壊に伴う資産デフレで、これには正面から解決のため対峙しなければなりません。

**反町** 昨年10月の「改革加速のための総合対応策(9頁・資料参照)」でも税制改革の推進を取り上げていました。

**伊藤** 具体的には、バブル以降、不動産に関わる税が厳しいものになっていますから、住宅税制・土地税制を見直すこと

1 中小企業貸出信託会社：金融再生プログラムにおいては、中小企業の資金ニーズに応えられるだけの経営能力と行動力を具備した新しい貸し手の参入の観点から、信託会社を中核とする新たな中小企業向け融資「Jローン」(仮称)の設置を検討することとされている。現在は銀行以外は事実上、信託業務に進出できない。このため、金融庁は信託業への新規参入について、金融審議会において幅広く検討を行うこととしている。

2 産業再生機構：銀行の不良債権となっている貸出先企業の中で、再建可能と判断されるものを銀行(原則として非主力行)から買取り、主力行と協力して再建計画づくりや金融支援などを行い企業再建に取り組むとされる機関。預金保険機構の出資を得て創設され、首相を本部長とした新設の産業再生・雇用対策戦略本部(2002年11月発足)がまとめた基本指針に従う。また、再建計画や買取り価格を適正に判断するための産業再生委員会を機構内に設けることも決定されている。

で流動化を促進するということです。証券にしても市場は低迷していると言わざるを得ません。今回の税制改正も、この部分で思い切った改正をしましたが、私は税制は有効な政策手段であり、金融・証券税制の分野でもまだ改善の余地は残っていると思います。私たちは、さらにその点について問題意識を持ちながら今後とも対応を検討していきます。

その資産デフレとともに国際的な経済競争の結果としてのデフレがあります。経済のグローバル化に伴い、良いものが安く日本に入ってくることによるデフレです。これについては結局、国内の産業構造を変えていくということに尽きるのではないのでしょうか。デフレの中でも、消費者、利用者に支持されるサービスや商品を提供できる産業構造への転換を助ける政策です。具体的には、規制改革の推進、あるいは産業競争力の強化ですが、ここも税制が重要です。今回も研究開発費の減税やIT投資を促進していく減税策を打ち出していますが、産業構造改革を支援していく税制のあり方については、引き続き検討が必要だと思えます。

**反町** 金融面のデフレ対策については

いかがお考えですか？

**伊藤** 日本銀行が量的緩和によって銀行に資金供給をしていますが、銀行から事業者側への資金の流れにおける問題、いわゆる「金融の目づまり」がある。それは不良債権に起因しているという指摘があるわけです。私たちも、金融の資金仲介機能を強化して、信用創造をより強力にできるかたちにしなければならぬと認識しています。金融システムを立て直して、しっかりした流れをつくり、資金を有効に活用することで経済の活性化を図るということです。

## 国の役割と自治体の役割

**反町** 金融再生と産業再生については、この日本経済の危機に臨んで、政治主導によって一気に進めていこうということでしょうか？

**伊藤** もちろん政治の役割の重要性は心得ていますが、私は最終的には、金融も産業も、個々の企業の努力こそが鍵を握っており、経済の回復はあくまで民間主導でなければならないと考えていま

す。行き過ぎたかたちで官が出ていって、箸の上げ下ろしまで指導するのではなく、民間の活力を大切にしながら、その力を最大限に活用する。中小企業の潜在力を引き出す。そういう観点から政策を組み立てていくべきであろうと。研究開発の中小企業から、あるいは商店街でがんばっていらっしゃる中小企業者に至るまで、さまざまな企業の努力に応えられるように、きめ細かな政策が求められていると思います。中小企業の経営者は、これだけ厳しい状況でも、やはり自らの経営を変えて、少しでも、いいかたちで地域経済の中でがんばっていきたい、お客さまの支持を得たい、という思いを持ち続けています。それをサポートできる政策の体系が本当にしっかりできているのか、政府に問われているのは、そういうことではないでしょうか。

特に私たちは金融を担当しているわけですから、そうした中小企業者の努力をしっかり応援していく金融のあり方の構築が求められていると考えています。

また金融機関の方々には、ぜひ中小企業の経営者のチャレンジを評価して、応援していける審査能力、資金仲介機能を高めていただきたい。それがしっかりできるようになれば、中小企業の再生、活性化にとって極めて大きなサポートになります。

**反町** 自治体の役割ですが、それぞれ地元の雇用の創出ということで、中小企業の活性化を図ろうとしている自治体が増えており、「コミュニティ・ビジネス」という事業を民間に委託しています。この中で中小企業診断士や税理士などさまざまな専門家が中小企業のサポートを始めているようです。

**伊藤** 重要なお指摘です。それぞれの地域で、地域の経済戦略をしっかり立て



て、それを実現していくにあたって、専門職のネットワークは大きな役割を果たします。それぞれの中小企業者のニーズを受け止め、しっかりサポートする。あるいはその中小企業が持つさまざまな価値を評価し、潜在力を引き出すには、そうした専門家のアドバイスや支援は極めて重要です。

もう一つ自治体にぜひ努力していただきたいのは、これまで自分たちが抱えてきたサービスを民間に開放していくことです。現在の行政サービスは本当に自治体が担わなければならないのか。NPO、あるいは地域の方々に担っていただけることはないか。行政のアウトソーシングを積極的に展開して、それに地域の経済戦略をうまく重ね合わせて実施していくことが、これからの自治体の経営では大変重要な産業政策であるはずで

## 「フリーダム・トゥ・フェール」

**反町** 中小企業に対する制度的なサポートということでは、個人保証の見直しがあるのではないのでしょうか。日本では経営者個人の財産に保証が付いているため、事業に失敗すると文字通り裸になり、家族を含めて路頭に迷いかねないというのが実情です。

**伊藤** おっしゃる通り、実情として中小企業の経営者は経営と自らの生活を一体化しているわけです。銀行から融資を受けるにあたって個人保証を求められますし、場合によっては第三者の保証も求められる。本来は有限責任である株式会社や有限会社も、実質的には無限責任に近いかたちになっています。まさに経営にすべてをかけられています。

**反町** わが国の法体系は、無過失に基

づく責任は問わないことになっています。中小企業は大きな社会変革の渦中に置かれ、ほとんどは経営上の故意過失より、外部環境の変化という不可抗力により傾いています。まして今回、産業構造改革の影響という側面があるとすれば、思い切った対策、例えば政府の保証協会に優先的に切り替えるとか、状況によっては一種の徳政令のように過去の個人保証を無効にするというような大胆な構想も視野に入れて検討されてはいかがでしょうか？

**伊藤** 私自身、政治の仕事をしていただくと前は、零細な企業を経営しておりましたが、やはり個人保証を求められ、連帯保証をお願いしなければならない中で経営していました。日本の中小零細企業の経営責任の取り方に、あまりに前近代的側面があるのは実感としてあります。

**反町** 結果として経営者に懲罰的な扱いをして、能力や経験を無にするより、新しい産業分野で起業してもらうとか、経営手腕を発揮してもらうという視点が必要と思われる。

**伊藤** 確かに再チャレンジできる風土をつくることは、これからの日本経済にとって重要です。日本では開業率が上がらず、廃業率の方が高い状況がありますが、あまりに高い経営上のリスクがそのネックの一つになっていることは否めない事実でしょう。もちろん倒産という事態に至れば、経営者としての一定の責任は負わなければならないと思いますが、中小企業経営者の責任のあり方の枠組みは見直す必要がありますね。

**反町** アメリカでは個人保証はとらず、企業の収益力をみて貸していますが、また何度もチャレンジさせる風土があります。

**伊藤** シリコンバレーには「フリーダム・トゥ・フェール」、つまり「失敗する自由」という言い方があります。これは責任の放棄を示す言葉ではありません。失敗の経験を高く評価して、再チャレンジできる仕組みをしっかりとつくり上げているところにシリコンバレーの活力の根源があることを表現しています。日本にも、一度失敗したら人生台無しというのではなく、何度でも挑戦していける環境を整えることは大切です。私は、日本人の中にチャレンジ精神が相当強く存在していると信じています。歴史上幾度となく大変な困難に直面しながら、それを乗り越えてきたのですから。

内閣府副大臣(金融担当)/衆議院議員

## 伊藤 達也(いとう たつや)

1961年生まれ。1984年3月慶應義塾大学法学部卒業。同年4月財団法人松下政経塾入塾(第5期生)。1987年4月カリフォルニア州立大学大学院行政学部客員研究員。米国クラレント市長政策スタッフ。1988年1月米閣下院議員政策スタッフ。同年11月ブレン21研究所設立。日米技術交流会議(アライアンス'90)事務総長。1993年7月衆議院議員(以来、現在3期目)。商工委員会理事。予算委員会委員。1996年10月商工委員会理事。1998年8月自由民主党財政部会副部長。同党地方行政部会副部長。同党独禁法に関する調査会幹事。同党青年局長。1999年10月同党科学技術部会副会長代理。同党法務部会副部長。同党経済・物価問題調査会副会長。同党都市政策調査会副会長。同党女性に関する特別委員会副委員長。同党商工部会知的財産政策小委員会副委員長。同党中心市街地再活性化調査会事務局長。2000年7月通商産業政務次官。同年12月自由民主党経済産業部会長。同党行政改革推進本部幹事。環境委員会理事。2001年5月経済産業委員会理事。2001年6月自由民主党e-Japan重点計画特命委員会事務局長。2002年1月経済産業委員会筆頭理事。同年10月内閣府副大臣(金融担当)(現職)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)



-- 産業・金融・中小企業&整理回収 --